

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律施行規則第23条により、保育所においては、自己評価を実施しその結果を公表することが義務付けられています。

よって当保育所では、これに基づき実施した自己評価について公表します。

評価日：令和8年1月26日

自己評価結果	評価基準
A	85%以上 よくできている
B	65%以上 できている
C	45% 検討が必要

評価項目	結果	取り組み状況
理念・基本方針が確立、周知されている。	A	同和保育所としての設立の趣旨が職員、保護者に周知され、「保育目標」や「めざす子ども像」についても重要事項説明書等に明記されている。
事業計画が適切に策定されている。	A	保育計画（年間計画、月別の指導計画など）は随時見直し、子どもの育ちに合わせた保育計画が策定されている
福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	B	突発的な病休を取得する職員への補充が追いつかない現状があった。
地域との交流、地域貢献、子育て支援の充実	A	今年度は生涯学習課との連携事業により、地域向けの子育て講演会を開催することができた。また育児講座を経て入所される方もおられることから、昨年度評価B→Aに評価を引き上げた。
利用者満足度の向上	A	行事ごとに保護者対象アンケートを実施していることに加え、今年度は総合的な保護者アンケートを実施することから、昨年度評価B→Aに評価を引き上げた。
環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	B	評価協議の中で、「こどもの行動を過度に制止したり、せかしたりする関わりが時折見られる」との意見があった。 トイレの設備が古く、厳しい夏の暑さ、冬の寒さがこどもの排泄に支障をきたすことがある。

次年度への取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病休等の職員補充については、幼児課と連携を図り適切な人員配置を維持できるように努める。</li> <li>・ こどもの主体性を育む人権保育の基本を見失わないようにするために、職員研修やいじめチェックなどの機会に、ていねいに保育をふりかえる。</li> <li>・ 設備については幼児施設課とも連携を図りながら、環境改善に向けて取り組んでいく。</li> </ul>
総評
<p>B判定となった項目のうち、特に人権保育にかかわる部分については即実行し、保育所が子どもにとって安心して過ごせる場となるよう、改善をめざす。</p> <p>設備については、今回対象としたトイレ以外の部分についても老朽化した箇所が見られるので、その都度幼児施設課と連携しながら、こどもが快適に過ごせる環境を維持していきたい。</p>